No.２１

議案第９３号の参考資料

一 般 職 給 与 改 定 案

１　特定任期付職員及び会計年度任用職員以外の職員

⑴　改定前後の給与比較

人事院勧告に基づく国家公務員平均給与（令和５年４月１日現在）

現　行　　４０４，０１５円（平均年齢４２．３歳　平均経験年数２０．４年）

改定案　　４０７，８８４円

改定額　　３，８６９円　　改定率　　０．９６％

埼玉県職員給与改定　埼玉県職員平均給与（令和５年４月１日現在）

現　行　　３７７，７２０円（平均年齢４１．８歳　平均経験年数１９．４年）

改定案　　３８１，２６８円

改定額　　３，５４８円　　改定率　　０．９４％

熊谷市職員給与改定　熊谷市職員平均給与（令和５年４月１日現在）

現　行　　３６６，０５０円（平均年齢４２．９歳　平均経験年数２０．３年）

改定案　　３６８，６１７円

改定額　　２，５６７円　　改定率　　０．７０％

○　熊谷市職員の平均的な昇給率により、国家公務員の平均年齢に合わせた場合の平均給与の試算

国家公務員の平均年齢	熊谷市職員平均給与	国家公務員平均給与
４２．３歳での試算	３６６，０８０円	４０７，８８４円

⑵　熊谷市職員の給与改定内容

ア　給料

現　　行	改　定　案
平均給料月額（令和５年４月１日現在） ３３２，６０９円	平均給料月額（令和５年４月１日現在） ３３５，０９２円 平均２，４８３円の引上げ

備考　適用年月日は、令和５年４月１日からとする。

イ　期末・勤勉手当の支給割合

⑺　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和５年度（現　行）	期末手当	１．２０月	１．２０月	２．４０月	４．４０月
	勤勉手当	１．００月	１．００月	２．００月	
令和５年度（改定案）	期末手当	１．２０月	１．２５月	２．４５月	４．５０月
	勤勉手当	１．００月	１．０５月	２．０５月	
令和6年度以降（改定案）	期末手当	１.２２５月	１.２２５月	２．４５月	４．５０月
	勤勉手当	１.０２５月	１.０２５月	２．０５月	

⑴　定年前再任用短時間勤務職員

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和５年度（現　行）	期末手当	０.６７５月	０.６７５月	１．３５月	２．３０月
	勤勉手当	０.４７５月	０.４７５月	０．９５月	
令和５年度（改定案）	期末手当	０.６７５月	０．７０月	１.３７５月	２．３５月
	勤勉手当	０.４７５月	０．５０月	０.９７５月	
令和6年度以降（改定案）	期末手当	０.６８７５月	０.６８７５月	１.３７５月	２．３５月
	勤勉手当	０.４８７５月	０.４８７５月	０.９７５月	

備考　適用年月日は、令和５年１２月１日からとする。ただし、令和６年度以降の期末・勤勉手当については、令和６年４月１日からとする。

⑶　給料表の上位４号給までの号給の廃止

行政職給料表の４級から８級まで並びに医療職給料表の４級及び５級のうち、それぞれ上位４号給までの号給を廃止し、国の行政職俸給表及び医療職俸給表との整合性を図るもの

※　現行、本改正により廃止となる号給に該当している職員に対しては、現給を保障する。

２　特定任期付職員

⑴　給料

号給	現　　行	改　定　案
１	３７６，０００円	３８０，０００円
２	４２２，０００円	４２７，０００円
３	４７２，０００円	４７７，０００円
４	５３３，０００円	５３９，０００円
５	６０８，０００円	６１５，０００円

備考　適用年月日は、令和６年４月１日からとする。

⑵　期末手当の支給割合

	６月期及び１２月期	総支給割合
令和５年度 （現　行）	１．６５月	３．３０月
令和６年度以降 （改定案）	１．７０月	３．４０月

備考　適用年月日は、令和６年４月１日からとする。

３　会計年度任用職員

期末手当の支給割合

	６月期	１２月期	総支給割合
令和５年度 （現　行）	１．２０月	１．２０月	２．４０月
令和５年度 （改定案）	１．２０月	１．２５月	２．４５月
令和６年度以降 （改定案）	１．２２５月	１．２２５月	２．４５月

備考　適用年月日は、令和５年１２月１日からとする。ただし、令和６年度以降の期末手当については、令和６年４月１日からとする。